

## 令和6年度坂井市地域おこし協力隊 募集要項

### 1. 概要

#### (1) 坂井市について

福井県北部に位置し、H18年に三国・丸岡・春江・坂井の4町が合併して誕生した、人口89,102人(令和5年4月1日時点)のまち。東西に広い市域は、海から穀倉地帯の坂井平野を経て森林地域までを含み、豊かな自然環境が多様なまちの表情を見せます。特産品は越前がに、甘えび、コシヒカリ、そば、若狭牛、らっきょうなど。農業地帯での野菜や果物の生産、県無形民俗文化財の海女漁でのサザエ、アワビ、ウニ、海藻類の漁獲も行われます。



三国サンセットビーチ



三国湊



ゆりの里公園



田園風景



龍ヶ鼻ダム



たけくらべ広場

坂井市の魅力が満載！ [「坂井市 FACTBOOK」](#) もご覧ください。

## (2) 暮らす場所としての評価

坂井市のある福井県は、(一財)日本総合研究所が隔年で実施する「全 47 都道府県幸福度ランキング」において、5 回連続で 1 位を獲得。坂井市も宝島社による「住みたい田舎ベストランキング」において、北陸エリア総合部門で 2 年連続 5 位以内に入っています。

” 総合1位の原動力として、「仕事分野」と「教育分野」の充実が挙げられており、県では「若者や女性を含めた雇用が非常に安定」「子どもが健全に成長できる教育環境が整い、社会に出た後も学び続ける機会が充実」と評価されたとしている。

(引用元: [幸福度ランキング、福井県が5回連続で全国1位 都道府県別、仕事と教育が高評価](#))

” 記事では坂井市について「子育て世帯に人気の春江地区には多くの若者が集まるほか、シニア世代の社会参加率が高く、生きがいや健康づくりが盛ん」と紹介。移住者への最大50万円\*の支援金やお試し移住制度も評価された。

※現在は最大 140 万円。全国型の場合。

(引用元: [北陸地方の「住みたい田舎」ランキング1位の市町は 総合部門4位に福井県の坂井市](#))

実際に移住された方は、坂井市での暮らしについてどのような感想をもっているのでしょうか。インタビューにていただいた声の一部を紹介します。

「海も山もアクセスしやすいですし、車があれば今のところは不便は感じていません。」

「求人もたくさんありますし、何より子育てに凄く手厚いと感じています。すくすく商品券もそうですし、子供と参加できるイベントだったり、子育て支援センターで親と子供の交流も出来る場所がある事が驚きました。」

沖縄県から移住

「最初はやはり、関西に住んでいたのもあって、関西の方が都会で住みやすいだろうと思っていたのですが、坂井市の住む前のイメージは凄く田舎で何も無いと思っていました。でも住んでみるとスーパーにしても病院、学校、何でも全部揃っていて、また全部近場にあるので、凄く住みやすい場所だなと印象が変わりました。」

兵庫県から移住

「まずは人柄ですね。東京からこちらに来て右も左も分からなかったのですが、見ず知らずの私に丁寧に色々な事を教えていただけたというのがあります。また、小学校の子供たちが(中略)、「おはようございます!」と、凄く気持ちの良い挨拶をしてくれたんです。東京や都会ではこんなにも大きな声で挨拶を交わし合うという経験がなかったものですから、このようなコミュニティーがある坂井市は良いなあという印象が残っています。」

東京都から移住

(坂井市 HP: [移住者インタビュー・企業等インタビュー](#))

## (3) 「意外といいかも」と思ってもらいたい

様々なライフイベントを前に暮らしを振り返り、ライフプランに迷う方がいます。そのような方に胸を張っておすすりできる坂井市です。そこで、上記のような評価の背景を探り、移住促進のための魅力発信に取り組んでいただく地域おこし協力隊員を募集します。隊員となるあなたにも坂井市での暮らしを楽しんでほしい。そして、その中で感じるものを必要とする方に一緒に届けましょう。あなたの能力を活かし、共に地域おこしをしませんか？

## 2. 募集人数

地域おこし協力隊員 2名（デザイナー、コーダー 各1名）

※ 2名で協力し活動いただくため、内定者が2名揃わない場合、委嘱しないことがあります。

※ 上記理由から、2人組(チームやご夫婦等)でのご応募についても歓迎します。

※ 以下の活動内容を全て1人で遂行できる知識・経験を有する方のご応募があった場合、内定者を1名とすることがあります。

## 3. 活動内容

		デザイナー	コーダー
目的		web ページでの情報発信による坂井市への移住促進 → 移住相談(問合せ)件数増 / お試し移住・移住体験ツアー利用者増	
概要		市の事業や取組みを効果的に PR する、ランディングページ等(外部ドメインを想定)のデザイン、制作、保守管理を行っていただきます。単に市の事業、取組みを伝えるものではなく、地域資源や魅力的な事柄と組み合わせ、坂井市というまちの良さを伝えられるものとしします。そのため、地域資源等についての理解も深めながら取り組んでいただきます。 制作するページ(数量問わず)のテーマ・内容や閲覧者を増やす仕組み等について、応募用紙の中で自由にご提案をお願いします。	
役割	分担	構成・デザイン・ライティング	コーディング・SEO・保守管理
	協力	各種打合せ・取材活動 など	
	備考	2人組でのご応募の場合、分担する役割の内容は調整可能とします。	
参考		・ 現行の移住ポータルサイト( <a href="https://sakai-iju.jp/">https://sakai-iju.jp/</a> )は R5年度末で閉鎖予定。 ・ 代替として以下のページをポータルページとして修正予定。 <a href="https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/index.html">https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/index.html</a> → 内容(予定) ①坂井市について ②移住支援 ③子育て支援 ④就業支援 ⑤空き家 関連支援 ⑥結婚支援 ※坂井市の紹介と支援制度詳細 ・ 移住相談用の公式 LINE アカウントあり。 <a href="https://lin.ee/YLObBFPe">https://lin.ee/YLObBFPe</a>	
その他		上記活動の進捗状況に応じて、印刷物(チラシ・ポスター等)のデザイン業務を依頼する場合があります。	

#### 4. 募集対象

- (1) 申し込み時点で、3大都市圏や指定都市の条件不利地域(過疎、山村、離島、半島などの地域)以外の地域※から坂井市に住民票を異動し居住できる方
- (2) 最長 3 年間の委嘱(活動)期間終了後も坂井市に定住し、引き続き事業活動を実施する意欲がある方
- (3) 分担された役割を遂行するに足る知識および半年以上の経験を有している方
- (4) 普通自動車免許を有する方
- (5) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条の規定に該当しない方
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団と関係を有しない方
- (7) 心身ともに健康で、誠実に活動を行うことができる方
- (8) 地域になじみながら活動できる方
- (9) 地方創生に対する情熱と意欲をもち、積極的に活動できる方

※ 詳細は以下から、ご自身のお住まいの「地域要件区分」を踏まえ、坂井市の欄をご確認ください。ご不明な点はお問い合わせください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862222.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf)

「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表(令和 4 年 4 月 1 日現在)」 総務省 HP



## 5. 活動条件

### (1) 身分

個人事業主として、市と業務委託(請負)契約を締結します。雇用関係はありません。

### (2) 委嘱期間

令和6年度の委嘱期間は、委嘱日から令和7年3月31日までとします。

活動状況や実績を勘案し、委嘱期間を更新することができます。

その場合、年度ごとの委嘱とし、最初の委嘱の日から最長3年まで更新できます。

※ 委嘱日は、令和6年6月1日以降で、隊員候補者と市が協議の上で決定した日とします。

※ 住民票の坂井市への異動は、委嘱日に行ってください。

※ 地域おこし協力隊としてふさわしくないと市が判断した場合は、委嘱期間中でも解嘱することがあります。

### (3) 委託料

報償費:年額4,200,000円(月350,000円)

活動費:年上限1,000,000円

支払方法は月払いとし、当月分の報償費と活動費(実績)を翌月に支払います。

※ 雇用関係がないため、雇用保険には加入しません。また健康保険、年金等は各自での対応となります。

※ 初月は委託料の支払いがないことにご留意願います。

※ 上記委託料額は年額ですので、委嘱日が令和6年4月2日以降である場合、月割り・日割りによる減額があります。

※ 活動費は、以下の項目について対象とします。

通信費、ソフトウェア使用料、広告料、消耗品、謝礼、保守管理費など

### (4) 活動報告

勤務日や勤務時間の定めはありませんが、毎月の活動状況報告を行っていただきます。

### (5) 住居

民間の賃貸物件などをご自身で契約いただきます。

引越しや入居に伴う費用、家賃、光熱水費等は自己負担となります。

(6) 車両

活動に必要な車両はご自身で用意いただきます。

※ 坂井市での生活や活動時の移動手段として、自動車は必要不可欠ですのでご承知おきください。

(7) 副業

活動に支障のない範囲で行うことが可能です。

## 6. 応募方法

### (1) 提出書類

以下の書類を提出(電子メール可)してください。

- ①「坂井市地域おこし協力隊応募用紙」
- ②「履歴書」(任意書式。性別記載と顔写真貼付は必須ではありません。)
- ③「職務経歴書」(任意書式)

※ ③について、「4.募集対象」の(3)で求める知識、経験を有することが分かるように作成ください。これまでの制作物について、提出可能なものは提出いただく、または URL を記載いただく等、確認できるようにしてください。

※ 応募書類は返却いたしません、ご了承ください。

※ 取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」に基づき適正に管理し、目的以外には使用しません。

※ 内定後、転入元の地域要件確認のため、住民票の写しを提出いただきます。

### (2) 募集期間

令和 6 年 3 月 1 日(金)～令和 6 年 4 月 30 日(火)まで

※ 郵送の場合は当日消印有効

※ 持参の場合の受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

※ 応募状況に応じ、募集期間を短縮または延長することがあります。

### (3) 提出先

「10. 問い合わせ先」に同じです。

## 7. 選考方法

### (1) 第1次選考(書類選考)

提出書類による選考を行います。

必要に応じて、市担当者とのWEB面談を行います。

第1次選考結果は、随時応募者にメールにて通知します。

※ WEB面談等を受けるために必要な機器の用意、システム使用料、通信料等は応募者負担となります。

### (2) 第2次選考(面接選考)

第1次選考合格者を対象に、坂井市役所にて個人面接を行います。

応募書類に基づく、プレゼンテーションを行っていただきます。

第2次選考の日時については、応募者と調整の上で決定します。

### (3) 内定

第2次選考により、坂井市地域おこし協力隊員を内定します。

第2次選考結果は、メールにて通知します。



## 8. 支援制度(暮らしの補助金)

坂井市での暮らしをスタートするにあたっての支援制度をご紹介します。ぜひ応募についてご検討いただく際の材料にしてください。各制度の要件など、詳細については URL よりご確認ください。

### (1) 移住の支援

名称	金額										
移住 支援金 (全国型)	以下の金額を交付(市内で開業する場合)。 单身 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td>基本支給額</td> <td>25万</td> </tr> <tr> <td>单身女性加算<sup>※1</sup></td> <td>5万</td> </tr> </table> 2人以上の世帯 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>基本支給額</td> <td>40万</td> </tr> <tr> <td>若年夫婦加算<sup>※2</sup></td> <td>10万</td> </tr> <tr> <td>子育て加算<sup>※3</sup></td> <td>20万 (上限100万)</td> </tr> </table> <sup>※1</sup> 18歳以上40歳未満の女性 <sup>※2</sup> いずれかが40歳未満で子どもがいない夫婦 <sup>※3</sup> 中学3年までの子ひとりにつき20万	基本支給額	25万	单身女性加算 <sup>※1</sup>	5万	基本支給額	40万	若年夫婦加算 <sup>※2</sup>	10万	子育て加算 <sup>※3</sup>	20万 (上限100万)
	基本支給額	25万									
单身女性加算 <sup>※1</sup>	5万										
基本支給額	40万										
若年夫婦加算 <sup>※2</sup>	10万										
子育て加算 <sup>※3</sup>	20万 (上限100万)										
	<a href="https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/kurashi/teiju/shienkin_zenkoku.html">https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/kurashi/teiju/shienkin_zenkoku.html</a>										
移住 支援金 (東京圏型)	以下の金額を交付。 单身 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td>支給額</td> <td>60万</td> </tr> </table> 2人以上の世帯 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>基本支給額</td> <td>100万</td> </tr> <tr> <td>子育て加算<sup>※1</sup></td> <td>100万 (上限なし)</td> </tr> </table> <sup>※1</sup> 18歳未満の子ひとりにつき100万	支給額	60万	基本支給額	100万	子育て加算 <sup>※1</sup>	100万 (上限なし)				
	支給額	60万									
基本支給額	100万										
子育て加算 <sup>※1</sup>	100万 (上限なし)										
	<a href="https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/kurashi/teiju/shienkin_zenkoku.html">https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/kurashi/teiju/shienkin_zenkoku.html</a>										

(2) 結婚の支援

<p>新婚 ハピネス 応援券 ・ 新婚 ハッピー クーポン 券</p>	<p>加盟店で利用できる以下の券を交付。</p> <table border="1" data-bbox="384 302 1321 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>応援券(商品券)</th> <th>クーポン券(旅行券)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婚姻日に共に30歳以下の新婚夫婦</td> <td>10万円分</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>上段に非該当の新婚夫婦</td> <td>2万円分</td> <td>3万円分</td> </tr> </tbody> </table> <p><a href="https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/jyosei2/kosodate/kekkon/shien/happiness-r5.html">https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/jyosei2/kosodate/kekkon/shien/happiness-r5.html</a>  <a href="https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/jyosei2/kosodate/kekkon/shien/happycoupon-r5.html">https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/jyosei2/kosodate/kekkon/shien/happycoupon-r5.html</a></p>		応援券(商品券)	クーポン券(旅行券)	婚姻日に共に30歳以下の新婚夫婦	10万円分	-	上段に非該当の新婚夫婦	2万円分	3万円分																	
	応援券(商品券)	クーポン券(旅行券)																									
婚姻日に共に30歳以下の新婚夫婦	10万円分	-																									
上段に非該当の新婚夫婦	2万円分	3万円分																									
<p>新婚世帯 住宅応援 事業</p>	<p>以下の住宅費用について補助。</p> <table border="1" data-bbox="384 806 1366 1254"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">夫婦の 合計所得<sup>※1</sup></th> <th colspan="3">補助額(上限)</th> </tr> <tr> <th>取得<sup>※2</sup></th> <th>改修<sup>※2</sup></th> <th>賃借</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">婚姻日に共に29歳以下の新婚夫婦</td> <td>500万未満</td> <td>200万</td> <td>120万</td> <td>60万</td> </tr> <tr> <td>500万以上</td> <td>100万</td> <td>60万</td> <td>30万</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">婚姻日に共に39歳以下で上段に非該当の新婚夫婦</td> <td>500万未満</td> <td>100万</td> <td>60万</td> <td>30万</td> </tr> <tr> <td>500万以上</td> <td>50万</td> <td>30万</td> <td>15万</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 貸与型奨学金を返済中の場合、年間返済額を控除。          ※2 二親等以内の親族との同居・近居加算あり。</p> <p><a href="https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/jyosei2/kosodate/kekkon/shien/shinkonjyutaku_r5.html">https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/jyosei2/kosodate/kekkon/shien/shinkonjyutaku_r5.html</a></p>		夫婦の 合計所得 <sup>※1</sup>	補助額(上限)			取得 <sup>※2</sup>	改修 <sup>※2</sup>	賃借	婚姻日に共に29歳以下の新婚夫婦	500万未満	200万	120万	60万	500万以上	100万	60万	30万	婚姻日に共に39歳以下で上段に非該当の新婚夫婦	500万未満	100万	60万	30万	500万以上	50万	30万	15万
	夫婦の 合計所得 <sup>※1</sup>			補助額(上限)																							
		取得 <sup>※2</sup>	改修 <sup>※2</sup>	賃借																							
婚姻日に共に29歳以下の新婚夫婦	500万未満	200万	120万	60万																							
	500万以上	100万	60万	30万																							
婚姻日に共に39歳以下で上段に非該当の新婚夫婦	500万未満	100万	60万	30万																							
	500万以上	50万	30万	15万																							
<p>U25 ・ U29 夫婦支援 事業</p>	<p>以下の金額を交付。</p> <table border="1" data-bbox="384 1545 1150 1845"> <thead> <tr> <th>(共通) ・ 婚姻日に共に39歳以下の新婚夫婦である ・ 夫婦の合計所得<sup>※1</sup>が500万未満である</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いずれかが25歳以下の場合</td> <td>40万</td> </tr> <tr> <td>いずれかが29歳以下の場合</td> <td>30万</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 貸与型奨学金を返済中の場合、年間返済額を控除。</p> <p><a href="https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/jyosei2/kosodate/kekkon/shien/kekkon-u25.html">https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/jyosei2/kosodate/kekkon/shien/kekkon-u25.html</a></p>	(共通) ・ 婚姻日に共に39歳以下の新婚夫婦である ・ 夫婦の合計所得 <sup>※1</sup> が500万未満である	支給額	いずれかが25歳以下の場合	40万	いずれかが29歳以下の場合	30万																				
(共通) ・ 婚姻日に共に39歳以下の新婚夫婦である ・ 夫婦の合計所得 <sup>※1</sup> が500万未満である	支給額																										
いずれかが25歳以下の場合	40万																										
いずれかが29歳以下の場合	30万																										

## 9. 支援制度(その他)

着任後のミスマッチを防ぐため、応募前や第2次選考時に坂井市を見にいらしてほしいと考えています。その際にご活用いただける制度についてご紹介します。

名称	概要	備考
移住体験ツアー (オーダーメイド型)	参加者のニーズに応じた1泊2日の行程で担当者が市内をご案内。 宿泊先とレンタカーは市がご用意。 参加費無料。	※ 食事代やレンタカーのガソリン代等の実費は参加者負担。 ※ 県外にお住まいの方向け。
	<a href="https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/kurashi/teiju/ijutaikentour.html">https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/kurashi/teiju/ijutaikentour.html</a>	
お試し移住補助金	住まいや仕事探しで坂井市に滞在する際の宿泊費を最大3泊分まで補助。 【補助率】 1/2以内 (1泊あたりの上限2,500円)	※ 県外にお住まいの方向け。
	<a href="https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/kurashi/teiju/otameshi.html">https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/kurashi/teiju/otameshi.html</a>	
交通費支援制度 (福井県)	福井県による往復交通費の支援制度。 上記と合わせて活用可能。	※ 県外にお住まいの方向け。
	<a href="https://f-careernavi.com/immigration/">https://f-careernavi.com/immigration/</a>	

## 10. 問い合わせ先

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市 総合政策部 移住定住推進課 担当:中出

電話 0776-50-3034 E-mail [iju@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:iju@city.fukui-sakai.lg.jp)